

令和2年度の

長期休業期間の変更をおこないます

令和2年6月

保護者・地域の皆様へ

大阪市教育局

平素は、大阪市の教育行政に、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、大阪府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域から解除されたことを受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業措置を令和2年5月31日を以て終了し、6月1日から学校を再開しました。この間、臨時休業期間中の登校日を設けるなど、学習の機会を保障する取組を講じてきましたが、学校再開にあたり、引き続き、万全の感染症対策を講じながら、最大限、子どもたちの健やかな学びを保障していく必要があります。

そこで、令和2年度の夏季休業期間を8月8日～8月24日、冬季休業期間を12月26日～1月6日として、授業日数を確保します。また、週当たりの授業時数や、小学校第6学年・中学校第3学年の土曜授業を増やし、授業時数を確保します。さらに、各学校の実情に合わせて、時間割や指導計画の見直し、行事の精選や実施方法の工夫を行い、授業時数の確保に努めます。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。



【休業日の変更についてのお問い合わせ先】

大阪市教育局事務局 指導部
初等・中学校教育担当 06-6208-9186

大阪市立の小学校・中学校における 長期休業期間の変更

令和2年度の夏季休業期間について

◎ 夏季休業期間を変更します。

- ・ 対象： 大阪市立の小学校・中学校
- ・ 変更前： 7月21日（火）～8月24日（月）
- ・ 変更後： 8月8日（土）～8月24日（月）



- ※ 8月7日（金）に学校給食を実施したうえで1学期終業式を行います。なお、8月25日（火）の2学期始業式の日においても学校給食を実施します。
- ※ 昨年度、臨時休業の予定とお伝えしていた7月20日（月）は、通常の授業とします。
（大阪市立の小学校・中学校・高等学校）

令和2年度の冬季休業期間について

◎ 冬季休業期間を変更します。

- ・ 対象： 大阪市立の小学校・中学校
- ・ 変更前： 12月25日（金）～1月7日（木）
- ・ 変更後： 12月26日（土）～1月6日（水）



- ※ 12月25日（金）に学校給食を実施したうえで2学期終業式を行います。なお、1月7日（木）の3学期始業式の日においても学校給食を実施します。

※裏面もご覧ください。その他の変更点を記しています。

「教育課程の見直し」をおこないます

子どもたちの「学びの保障」のための基本的な考え方

- 学校・家庭・地域が連携し、あらゆる手段で、子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って対応していくこと
- 教師が児童生徒の日々の状況を丁寧に把握し、学習の歩みを止めることのないよう支援すること
- 児童生徒同士がお互いに励まし合いながら成長していけるよう、学校内外で様々な工夫を凝らして協動的な学びを実現していくこと
- 新学習指導要領の趣旨に則り、改めて教育課程を編成し、学校教育活動を進めていくこと
- 感染が一旦収束しても再度感染者が増加する等の事態も想定されることから、柔軟な対応が可能となるよう、ICTを活用した学習の準備を進めていくこと

※文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」より

大阪市としての対応

週当たりの授業時数を、小学校第2学年以上は1時間増やし、小学校第2学年は27時間、小学校第3学年は29時間、小学校第4学年から中学校第3学年は30時間として、時間割を編成します。



最終学年（小学校第6学年・中学校第3学年）は、土曜授業を年間5回以上行うなど、今年度中に学習内容を修了できるよう、授業時数を確保します。

家庭学習などの授業以外の場において、学習活動の一部を行うなど、学校の授業において行う学習活動の重点化を図り、指導計画を見直すとともに、学校行事等についても活動内容を精選したり、実施方法を工夫したりします。そのため、学校行事の中止や縮小、実施方法の変更を行います。また、感染拡大防止の観点から、多くの方々が来校される行事については、従来の形での実施は難しいことをご了承ください。

学校の実情に合わせて、補充のための授業を行うなど、指導の充実を図ります。取組によっては、終業時刻や下校時刻が遅くなる場合があります。

子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、「学びの保障」とともに、心のケアや負担感の軽減に努め、保護者・地域の皆様とも連携して、一人一人を大切にした教育活動に取り組みます。